

特別養護老人ホームいこいの郷・燕沢

(指定短期入所生活介護 [指定介護予防短期入所生活介護])

運 営 規 程

(事業の目的)

第1条 社会福祉法人美楽会が開設する特別養護老人ホームいこいの郷・燕沢（以下「施設」という。）が行う指定短期入所生活介護事業[指定介護予防短期入所生活介護]の適正な運営を確保するために、人員及び管理運営に関することを定め、要介護状態又は要支援状態にある高齢者（以下「利用者」という。）に対し、適切な短期入所生活介護を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 施設は、利用者の心身の特性を踏まえて、その居宅において有する能力に応じ自律した日常生活を営むことができるよう、入浴、排泄、食事等の介護その他日常生活の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るものとする。

(施設の名称等)

第3条 施設の名称及び所在地は、次の通りとする。

- (1) 名 称 特別養護老人ホームいこいの郷・燕沢
- (2) 所在地 宮城県仙台市宮城野区燕沢東2丁目1番35号

2 営業日及び営業時間については次のとおりとする。

- (1) 介護業務 年中無休 24 時間体制
- (2) 事務・相談業務 月曜日から金曜日のうち、祝日、7月1日及び12月30日から1月3日を除く、午前8時30分から午後5時15分まで。

3 通常の送迎事業実施地域は仙台市及び利府町とする。

(利用定員)

第4条 施設の利用定員は20名とする。

(ユニット数及びユニットの利用定員)

第5条 ユニット数は2とし、1ユニットの利用定員は10名とする。

(職員の区分及び定数)

第6条 施設に次の職員を置く。ただし、介護職員を除き指定介護老人福祉施設との兼務とする。

- | | |
|-------------|--------------|
| (1) 管理者 | 1名 |
| (2) 医師 | 1名以上（嘱託・非常勤） |
| (3) 生活相談員 | 1名以上 |
| (4) 介護職員 | 6名以上 |
| (5) 看護職員 | 1名以上 |
| (6) 管理栄養士 | 1名以上 |
| (7) 機能訓練指導員 | 1名以上 |

2 事務職員、その他の職員は施設の実情に応じ管理者が定める。

(職務)

第7条 職員の職務は次の通りとする。

- | | |
|-------------|--------------------------------------|
| (1) 管理者 | 職員の管理・業務その他の管理を一元的に行う。 |
| (2) 医師 | 利用者の健康管理及び療養上の指導を行う。 |
| (3) 生活相談員 | 利用者の生活上の諸相談、援助の企画立案、実施等行う。 |
| (4) 介護職員 | 利用者の日常生活全般の介護・支援を行う |
| (5) 看護職員 | 利用者の保健衛生、看護業務を行う。 |
| (6) 管理栄養士 | 利用者の栄養指導、給食管理を行う。 |
| (7) 機能訓練指導員 | 利用者の日常生活を営むために必要な機能の改善、維持するための訓練を行う。 |
| (8) 事務職員 | 施設の庶務及び会計事務等を行う。 |

(サービス内容)

第8条 指定短期入所生活介護のサービス内容は、次のとおりとする。

- (1) 食事の提供
- (2) 入浴、排泄、食事等の介護の実施
- (3) 機能訓練の実施
- (4) 健康管理
- (5) 施設サービス計画の作成
- (6) 生活相談
- (7) 理容・美容
- (8) レクリエーション
- (9) 入退所時の送迎

(利用料)

第9条 施設が、サービスを提供した場合に利用者から支払いを受ける場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準（以下「費用基準額」という。）によるものとし、当該サービスが法定代理受領サービスである場合は、費用基準額から事業者を支払われるサービス費の額を控除して得た額とする。

2 施設は、法定代理受領サービスに該当しないサービスを提供した場合に利用者から支払いを受ける利用料の額は、費用基準額との間に、不合理な差額が生じないようにするものとする。

3 滞在に要する費用は、1日当たり 2,400 円とする。ただし、介護保険負担限度額認定証の提示があった場合はその限度額による。

4 食費は、1日当たり 1,800 円（朝食 550 円 昼食 625 円 夕食 625 円）とする。ただし、介護保険負担限度額認定証の提示があった場合はその限度額による。

5 施設は、経済状況の著しい変化その他やむを得ない事由がある場合において、前2項に定める利用料を変更する場合は、利用者又は家族等に対して説明し、同意を得るものとする。

6 第1項から第4項に掲げるもののほか、運営基準に定められたその他の費用として次に掲げる費用を徴収する。

- | | |
|--------------|---------------------------|
| (1) 理美容代 | 実費 |
| (2) 行事費 | 実費 |
| (3) クラブ活動材料費 | 実費 |
| (4) クリーニング代 | 実費（施設内での洗濯に適さないもの。） |
| (5) 電気料 | 電化製品の持ち込みがあった際に限り 1日 30 円 |
| (6) コピー代 | 1枚 10 円 |

7 運営基準に定めのない費用として、次に掲げる費用を徴収するものとする。

(1) 家族室代 1泊1室 3,000 円

8 施設は、第4項、第6項及び第7項に掲げる費用の徴収に当たっては、利用者又は家族等に対して、説明し同意を得るものとする。

(サービス利用にあたっての留意事項)

第10条 利用者はサービス利用に当たって次のことを遵守しなければならない。

- (1) 管理者や医師、看護職員、介護職員、生活相談員、機能訓練指導員などの指導による日課を励行し、共同生活の秩序を保ち、相互の親睦を図るよう努めること。
- (2) 外出をする場合は、所定の手続きにより管理者に届け出ること。

(禁止行為)

第11条 利用者は、施設内で次の行為を行ってはならない。

- (1) 宗教や信条の相違などで他人を攻撃し又は自己の利益のために他人の自由を侵すこと。
- (2) けんか、口論、泥酔等により他の利用者等に迷惑を及ぼすこと。
- (3) 施設の秩序、風紀を乱し、安全衛生を害すること。
- (4) 指定した場所以外で火気を用いること。
- (5) 故意に施設又は物品に損害を与え、若しくはこれを持ち出すこと。
- (6) その他公序良俗に反すること。

(緊急時の対応方法)

第12条 施設は、利用者の容体に変化があった場合は、主治の医師又は協力病院医師に連絡する等必要な措置を講じるほか、家族等に速やかに連絡するものとする。

(事故発生時の対応)

第13条 施設は、サービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに市町村、家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じるものとする。

2 施設は、サービス提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を行うものとする。ただし、施設の責に帰さない事由による場合はこの限りでない。

(身体拘束の禁止)

第14条 事業所は、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）は行わない。やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録するものとする。

2 事業所は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じる。

- 一 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図るものとする。
- 二 身体的拘束等の適正化のための指針を整備する。
- 三 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施する。

(虐待防止に関する事項)

第15条 施設は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

- (1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、従業員に周知徹底を図る。
 - (2) 虐待の防止のための指針を整備する。
 - (3) 従業員に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施する。
 - (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。
- 2 施設は、サービス提供中に、当該事業所従業員又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

(非常災害対策)

第16条 施設は、非常災害に備えて必要な設備を設けるとともに防災に関する計画を作成し、1年に2回、避難、救出その他必要な訓練等を行うものとする。

(業務体制の確保等)

第17条 施設は、適切なサービスを提供できるよう必要な業務体制を整えとともに、従業員の資質向上のため継続的に研修の機会を設けるものとする。

(個人情報の保護)

第18条 施設及び職員は、業務上知り得た、利用者又は家族等の秘密を保持することを厳守するものとする。

- 2 施設は、職員が退職した後も、正当な理由なく、業務上知り得た利用者又は家族等の秘密を漏らすことのないよう、必要な措置を講じるものとする。

(地域との連携)

第19条 事業所は、その運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努めなければならない。

(業務継続計画の策定等)

第20条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定短期入所生活介護〔指定介護予防短期入所生活介護〕の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

- 2 事業所は、従業員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとする。
- 3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(利用者の安全並びに介護サービスの質の確保等)

第21条 事業所は、業務の効率化、介護サービスの質の向上その他の生産性の向上に資する取組の促進を図るため、利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するものとする。

(その他運営に関する留意事項)

第22条 事業所は、全ての短期入所生活介護従業者(看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。)に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じるものとする。また、業務の執行体制についても検証、整備する。

(1) 採用時研修 採用後3ヵ月以内

(2) 継続研修 年1回

2 従業者は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

3 事業所は、従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。

4 事業所は、適切な指定短期入所生活介護〔指定介護予防短期入所生活介護〕の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。

5 事業所は、指定短期入所生活介護〔指定介護予防短期入所生活介護〕に関する記録を整備し、そのサービスを提供した日から最低5年間は保存するものとする。

6 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は社会福祉法人美楽会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする

(補則)

第23条 この規程に定めるもののほか、運営に関し必要な事項は管理者が別に定めるものとする。

付 則

この規程は、平成30年11月1日から施行する。

この規定は、令和元年10月1日から施行する。

この規定は、令和5年6月1日から施行する。

この規定は、令和6年4月1日から施行する。

この規定は、令和7年4月1日から施行する。